

自然災害発生時、警報発表・避難情報発表時等に伴う学校の対処

袋井市教育委員会・袋井市立浅羽中学校 [TEL23-3149]

令和4年4月7日より実施

1 台風、暴風、急速に発達する低気圧等の災害

(1) 気象庁などから出る気象情報により判断する場合

	登校前	登校中	在校時	下校手段
気象庁などから出る 気象情報	特別警報 または 暴風警報	午前6時30分【発表中】 自宅待機 午前10時【発表中】 休校 午前10時までに【解除】 登校	学校待機 ※警報発令の前に 下校させることが 望ましい。	【解除】 安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、 職員の見守りによる下校 下校時刻以降も【発令中】 原則 学校待機 状況に応じて保護者に引き渡し
その他の警報 大雨、大雪、 洪水、暴風雪、等	原則 登校	原則 活動継続	原則 通常通りの下校	*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。

【補足】

ア：登校前の対処について

- ・自宅周辺が風水害の影響により、子供が安全に登校することができないときは、速やかに学校に連絡してください。

イ：下校手段について

- ・自宅周辺が風水害の影響により、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに学校に連絡をしてください。
- ・学区内に土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域がある場合には、解除されても、保護者に引き渡しをすることもあります。

ウ：給食について

- ・給食実施か否かの判断は、原則として前々日の午後5時までに、教育委員会より各学校に連絡します。自宅待機後に登校する場合は、弁当持参となります。

(2) 袋井市が出す避難情報等により判断する場合

※袋井市から避難情報が発表された地区が学区内にある学校が対応する。

	登校前	登校中	在校時	下校手段
袋井市が出す 避難情報等	高齢者等避難 警戒レベル3 避難指示 警戒レベル4 緊急安全確保 警戒レベル5	午前6時30分【発表中】 自宅待機 午前10時【発表中】 休校 午前10時までに【解除】 登校	学校待機 ※警報発令の前に 下校させることが 望ましい。	【解除】 安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、 職員の見守りによる下校 下校時刻以降も【発令中】 原則 学校待機 状況に応じて保護者に引き渡し
気象庁等から出る 河川水位や雨の情報 ・警戒レベル相当情報 ・土砂災害警戒情報 ・氾濫警戒情報	*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。 左の情報（土砂災害警戒情報・氾濫警戒情報）は気象庁「キキクル」で、確認できます。			

【補足】

ア：「警戒レベル」と「警戒レベル相当情報」について

- ・袋井市が出す避難情報等（警戒レベル）によって原則判断をします。その他、気象庁等から出る河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）により、各校の実情で判断する場合があります。

イ：再開について

- ・避難情報が解除されていなくても危険が回避できることが確認できれば、登校とします。その場合は学校からメール等で連絡します。

ウ：給食について
自宅待機後に登校する場合は、原則弁当持参となります。給食実施が可能の場合は、学校からメールなどで、連絡します。

2 (竜巻) や事故等の影響による停電発生に伴う対処

	登校前	在校時	下校手段
学校が停電となつた場合	午前6時30分の時点で 原則 休校	原則 活動中止	安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校

【補足】登校前の対処について

- 停電時においても、学校生活における環境条件が整い、かつ子供の登下校時の安全が確保することができる場合は、開校（始業時刻を遅らせる又は通常どおり）とする場合があります。その場合は学校から家庭に連絡します。
- 電気及び水道が不通の場合には原則休校とします。この場合は学校ごとの措置とし、電気・水道の両方が復旧するまで継続する。

【放課後児童クラブについて】

- 下校後、暴風警報又は特別警報が発表された場合や登校後、台風等の接近に伴い短縮日課となった場合、児童は放課後児童クラブに登所し、保護者への引き渡しが完了し次第、放課後児童クラブを閉所します。
- 登所後、暴風警報又は特別警報が発表された場合は状況に応じて速やかな迎えを依頼し、安全を確認した後保護者への引き渡しを行います。

資料（内閣府 防災ホームページより）

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■ キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

QRコード
キキクル 検索



紫：崖・渓流の近くは危険 紫：低地は危険 紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	河川水位の情報(河川ID)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報	—
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	—	—

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績などを踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありますたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。
(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

3 地震による災害

ア 地震発生時

市内	登校前	登校中	在校時	下校手段
震度 4 以下を観測	原則 開校	原則 活動継続	原則 安全を確認した後、通常通りの下校	
*被害状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。				
震度 5 弱以上を観測	原則 休校	原則 活動中止	原則 安全が確認されるまで学校待機 安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校	

【補足】

(1) 登校前の対処について

- ・前日午後 7 時から当日午前 6 時の間に発生した地震に対し、午前 6 時の時点において上記のように対処します。
前日の下校後から午後 7 時の間に地震が発生した場合は、必要に応じて通知します。
- ・自宅周辺が地震の影響により、子供が安全に登校することができないときは、速やかに学校に連絡してください。

(2) 下校手段について

- ・自宅周辺が地震の影響により、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに学校に連絡してください。

イ 津波警報等発表時

	登校前	登校中	在校時	下校手段
津波注意報	原則 開校	原則 活動継続	原則 通常の下校	
*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。				
津波警報 大津波警報 (特別警報)	休校	活動中止 学校待機	警報が解除され、安全が確認されるまで学校待機。 安全を確認した後、下校させる。 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校	

【補足】

(1) 登校前の対処について

- ・午前 6 時 30 分の時点において上記のように対処します。
- ・津波注意報発表時、子供が安全に登校することができないときは、速やかに学校に連絡してください。

(2) 下校手段について

- ・津波注意報発表時、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに学校に連絡してください。

ウ 南海トラフ地震に関する情報発表時

	登校前	登校中	在校時	下校手段
定例に関する情報	開校	活動継続		通常通りの下校
臨時にに関する情報※ 1	原則 開校	原則 活動継続		原則 通常通りの下校
臨時にに関する情報※ 2	原則 休校	原則 活動中止 下校準備		保護者に引き渡し、または留め置き

【補足】臨時にに関する情報が発表された場合について

※ 1 調査を開始した場合、または調査を継続した場合。

※ 2 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。

【放課後児童クラブについて】

- ・地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された時、および震度 5 弱以上の地震が発生した時、開所しない。
- ・登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、開所しないが、学校へ登校となった場合は開所する。